

# 1. 事前エントリー制度の導入

## ■導入するに至った経緯

帯広市では、平成27年度より一般競争入札の資格審査方法を従来の「事前審査方式」から「事後審査方式」に変更しました。これに伴う影響について、平成27年12月に建設工事及び設計業務受注業者に行ったアンケート調査の結果、**3割以上**の業者が入札前に申請書類等を確認されないことや、設計図書等の変更があった場合にも市から連絡がないことに不安があると答えています。

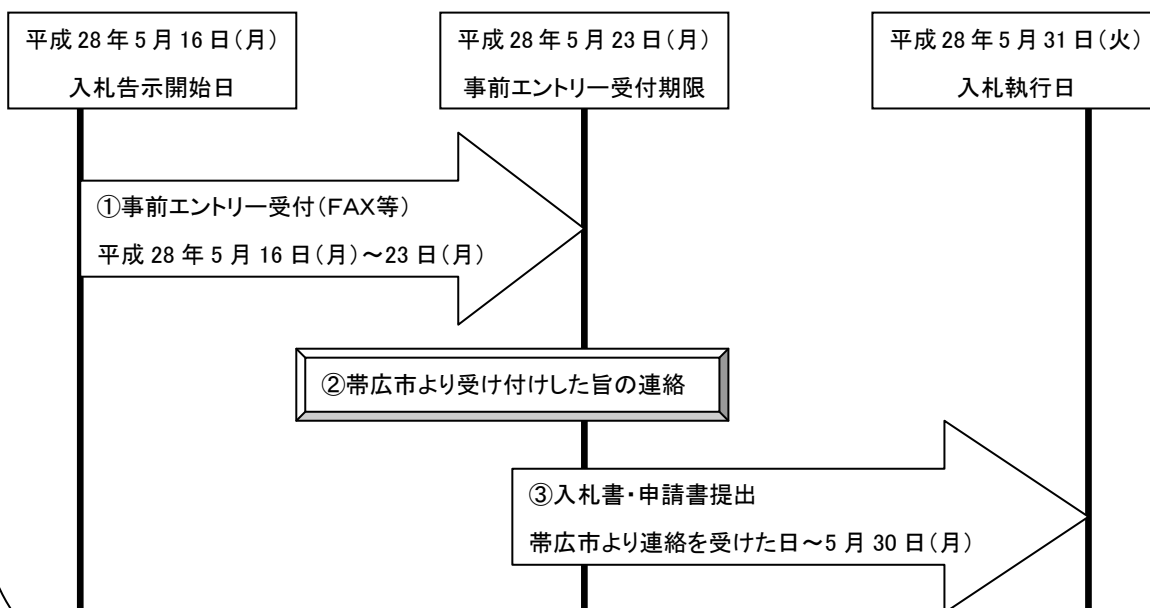
その結果を踏まえ、市においても、一般競争入札における入札参加予定者をあらかじめ把握することで、設計図書等の変更や質疑があった場合に、その内容を入札参加予定者へ確実に伝えるため、事前エントリー制度を導入するものです。

## ■事前エントリー制度の流れ

- (1) 入札に参加を希望する者は、告示の日から8日以内に「入札参加意思表明書」をファックス等により市へ提出（事前エントリー）する。
  - (2) 「入札参加意思表明書」を受け付けた場合、市は受付印を押印し、ファックス等により返信する。
  - (3) 返信を受けた者は、入札日の前日までに入札書及び申請書等を郵送で提出する。
- ※ 設計図書の変更、質疑等があった場合は、市から事前エントリーを行った者に対し連絡を行う。

### 【事前エントリー制度 イメージ】

・入札告示期間	平成28年5月16日(月)～30日(月)
・入札執行日	平成28年5月31日(火)
・事前エントリー受付期間	平成28年5月16日(月)～23日(月)
・入札書・申請書受付期間	帯広市より連絡を受けた日～30日(月)



	告示	申請 締切	資格 審査	審査 通知	郵便 締切	入札日	資格 審査	結果 通知	契約
事前審査型 (～H26)	5/9 月	5/17 火	5/19 木	5/20 金	5/30 月	5/31 火	—	—	6/1 以降
事後審査型 (H27)	5/16 月	—	—	—	5/30 月	5/31 火	6/2 木	6/3 金	6/6 以降
事前エントリー (H28～)	5/16 月	5/23 月	—	5/24 火まで	5/30 月	5/31 火	6/2 木	6/3 金	6/6 以降

## ■事前エントリーの取扱い

○事前エントリーをしても、入札書提出までの間は、辞退可能とします。

○平成 28 年度は経過措置として、事前エントリーを行わずに入札書の提出があった場合も、受け付けることとします。

○平成 29 年度からは、事前エントリー受付期間の翌日（上記表 5 月 2 4 日(火)）になっても 1 者も入札参加意思表示書の提出がなかった場合は、**入札中止の判断**を行うこととします。

○入札参加意思表示書の提出があった業者が、当該告示で定める工種・格付・所在地等の資格（実績は除く。）を明らかに有していない場合は、受け付けないものとします。

## 2. 工事完成払代金の債権譲渡に関する事務取扱要領の制定

### ■制度の概要

工事を受注した建設業者の方の円滑な資金調達に資するため、工事完成払代金の債権を金融機関等に譲渡することを承諾する際の取扱いについて定めるものです。

#### (1) 譲渡を認める債権

- ① 帯広市が発注する工事請負契約であり、工事の受注者（請負者）が有する完成払代金の支払い請求権であること。
- ② 引渡しを終えた工事に係る債権であること。

#### (2) 譲渡債権の金額

工事請負代金額から前払金（中間前払金を含む。）及び部分払金の支払額を控除した金額（請負者の履行遅滞の場合における違約金その他請負者に対する債権を有し相殺が必要な場合は、これを相殺した金額）の範囲内の額。

#### (3) 債権譲渡先

預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 1 項に規定する金融機関及び金融機関の債権流動化のための特定目的会社等、市長が適当と認める者。

#### (4) 債権譲渡の承諾を申請する際の手続

- ① 引渡し予定の一月前までに帯広市へ事前連絡
- ② 引渡し時に「債権譲渡承諾依頼書」を契約担当課へ提出